

募集中



# ふくい<sup>優</sup>エコ事業所

## ふくい<sup>優</sup>エコ事業所制度とは？

事業系一般廃棄物の削減等に積極的に取り組む事業所を、「ふくい<sup>優</sup>エコ事業所」として認定し、その活動を広くPRする制度です。

## 認定のメリット

1	認定証の交付
2	福井市中小企業者等融資制度「SDGs推進サポート資金」の利用※
3	事業所用ごみ袋への広告掲載優先
4	市のイベントやホームページ、SNSで事業所の取組を紹介
5	認定事業所であることを企業広告等に記載可能



※事業に必要な資金の調達を低金利、長期間の返済で利用できるようサポートする制度。

(別途、金融機関による審査があります。)詳細は商工振興課(20-5325)へお問い合わせください。

## 対象事業所

工場、事務所、店舗など、本市において一定の場所を占有して継続的に事業を行っている事業所  
※複数の事業者によって構成される事業所も含む

## 認定要件

認定基準(裏面)の**13項目の取組内容の内、5項目以上に取り組み**、かつ、その**取組が優れている**と認められる場合

## 認定期間

認定の有効期間は、認定を受けた日から「**4年間**」です。(更新可)

## 申請方法

ふくい<sup>優</sup>エコ事業所認定申請書(様式第1号・様式第2号)に必要事項を記入し、市環境政策課へ提出してください。

※申請書様式は市のホームページ又は環境政策課窓口で配布しています。



取組内容		取組例
1	紙ごみの削減・再資源化の推進	● 社内資料や会議資料のペーパーレス化
		● OA用紙などの裏紙の利用 使用済封筒やファイルなどを社内便などに利用
		● OA用紙や機密書類、シュレッダー、雑がみなどの紙ごみをリサイクル業者へ引き渡し
2	生ごみの削減・再資源化の推進	● 調理くずや食べ残しを減らすための工夫
		● 賞味期限切れ商品（売れ残り商品）の削減
		● 水切りや分別による廃棄処分の容易化
		● 生ごみのリサイクル
3	事業所ごみの再使用、再資源化の推進	● ごみ分別表を排出場所や回収容器等に掲示し、従業員へ啓発
		● 飲料容器（びん・缶・ペットボトル等）ごとの回収箱を設置し、個別に回収
		● 事務所内で使われていない備品・消耗品を他の部署などで再使用できる仕組みづくり
4	使い捨て用品の使用自粛	● 繰り返し使用できるびん（リターナブルびん）や、デポジット制の商品を使用
		● 割りばし、紙コップ、プラスチック製容器包装などの使い捨て用品を使用しない
		● 仕入れや商品の搬送時に、繰り返し利用できる容器等を使用
5	レジ袋削減に向けた取組の推進	● レジ袋等の有料化または削減の実施
6	梱包の削減・簡素化	● 商品の簡易包装化
		● リサイクルできる梱包材や包装材の使用
7	資源物の店頭回収の実施	● 使用済み製品や資源物（缶、びん、ペットボトル、容器包装等）、充電式乾電池、インクカートリッジなどの店頭回収の実施
8	社内でのごみ削減・再資源化の啓発	● ごみ削減やリサイクル推進のための職場のルールを作成、内部組織を設置
		● ごみ削減やリサイクル推進に関する担当者の配置
		● 従業員に対し、ごみの削減等の助言・指導を実施
9	社外へごみ削減等活動のPRの実施	● ポスター及びPOP広告等の掲示、刊行物、自社ホームページなどで、消費者に対し、ごみの削減等活動をPR
		● 廃棄物処理計画やごみ排出量等に関する情報を社外へ公開
10	事業所内のごみ発生量等の把握	● 年度ごとに発生するごみの量等の統計を作成
		● 紙などの購入量や使用量を管理し、従業員にその状況を周知
11	環境に配慮した商品の購入又は製造・販売	● エコマーク製品やグリーンマーク製品、グリーン購入法に基づく文具・事務用品等を購入
		● 再資源化の容易化・長寿命化・小型化などの、環境に配慮した製品づくり
		● 環境に配慮した商品を優先的に入荷・販売
12	社会貢献活動等の実施	● 環境に関するイベントを自主的に開催
		● 地域の清掃活動等に参加
13	その他の3R推進に関する取組	1～12の項目以外に取り組んでいる内容



福井市 市民生活部 環境事務所 環境政策課

〒910-8511 福井市大手3丁目10-1

TEL (0776) 20-5609 FAX(0776) 20-5754